

「対訳版 ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」

正誤票 Ver.2

次のとおり誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

(2017年12月15日～2018年3月12日発送分に対する正誤票です。)

訂正箇所	誤	正
iii 目次	<p>6.6 外部から提供された製品及びサービス</p> <p>7.2 方法の選択, 検証及び妥当性確認</p> <p>7.2.1 方法の選択及び検証</p> <p>7.7 結果の有効性の保証</p> <p>7.8.2 報告書に関する共通の要求事項(試験, 校正又はサンプリング)</p> <p>7.8.3 試験報告書に関する特有の要求事項</p> <p>7.8.4 校正証明書に関する特有の要求事項</p> <p>7.8.5 試験報告書に関する特定の要求事項</p>	<p>6.6 外部から提供される製品及びサービス</p> <p>7.2 方法の選定, 検証及び妥当性確認</p> <p>7.2.1 方法の選定及び検証</p> <p>7.7 結果の妥当性の確保</p> <p>7.8.2 報告書(試験, 校正又はサンプリング)に関する共通の要求事項</p> <p>7.8.3 試験報告書に関する特定要求事項</p> <p>7.8.4 校正証明書に関する特定要求事項</p> <p>7.8.5 サンプリングの報告—特定要求事項</p>
P.3 4.2.2	<p>4.2.2 試験所・校正機関が機密情報の開示を法律によって義務付けられる場合, 又は契約上の取決めによって認められた場合, 関係する顧客又は個人は, 法律で禁じられる場合を除き, 提供される情報について通知を受けなければならない。試験所・校正機関が機密情報を公開することを, 法律で要求されるか又は契約上のコミットメントで認められた場合, 顧客又は関係する個人は, 法律によって禁止されない限り, 当該情報の提供について知らされなければならない。</p>	<p>4.2.2 試験所・校正機関が機密情報を公開することを, 法律で要求されるか又は契約上のコミットメントで認められた場合, 顧客又は関係する個人は, 法律によって禁止されない限り, 当該情報の提供について知らされなければならない。</p>
P.9 6.6.2	<p>6.6.2 試験所・校正機関は, 次の事項に関する手順及び記録をもたなければならない:</p>	<p>6.6.2 試験所・校正機関は, 次の事項に関する手順及び記録を保持しなければならない:</p>
P.16 7.8.5	<p>7.8.5 サンプリングの報告—特定要求事項</p>	<p>7.8.5 サンプリングの報告—特定要求事項</p>